

# 福島県 環境審議会第2部会 ご説明資料

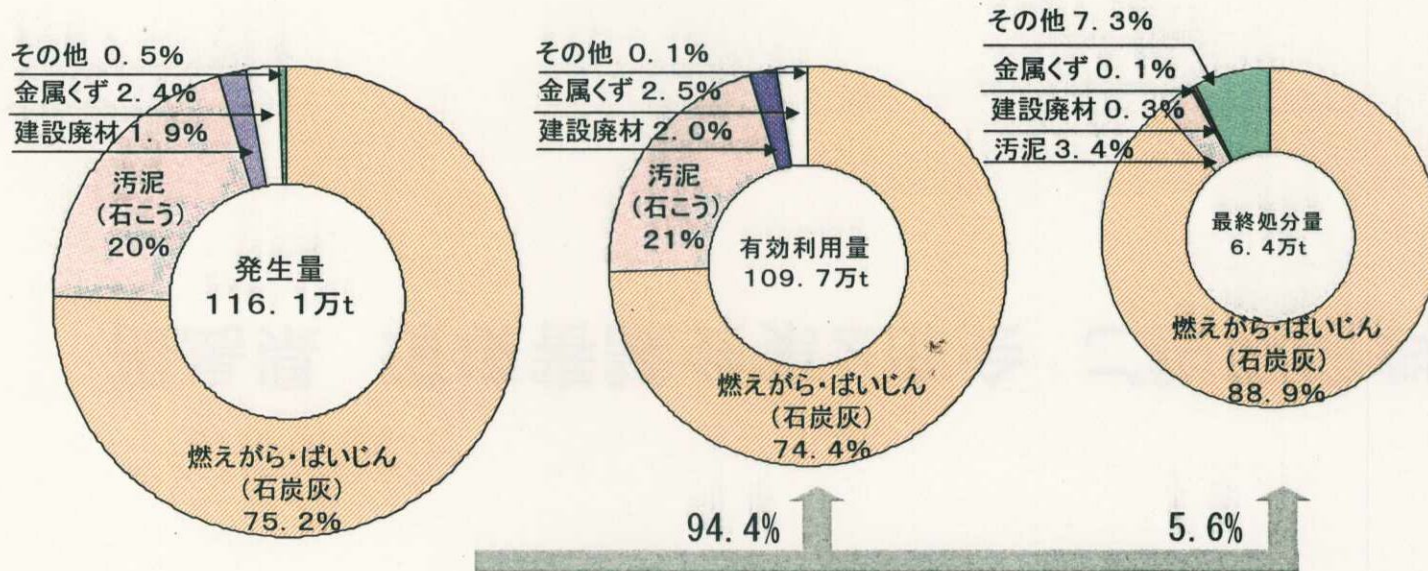
平成16年4月28日

東北電力株式会社

## 環境問題への取組み

- ◆環境問題を重要な経営課題と位置付け、自主的に環境方針や環境行動計画を定め、環境性と経済性の両立をはかりながら、全社をあげて取り組みを展開
- ◆循環型社会形成に向けて廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進  
全社の有効利用率:約94%

全社産業廃棄物等の排出・処理実態(平成14年度)



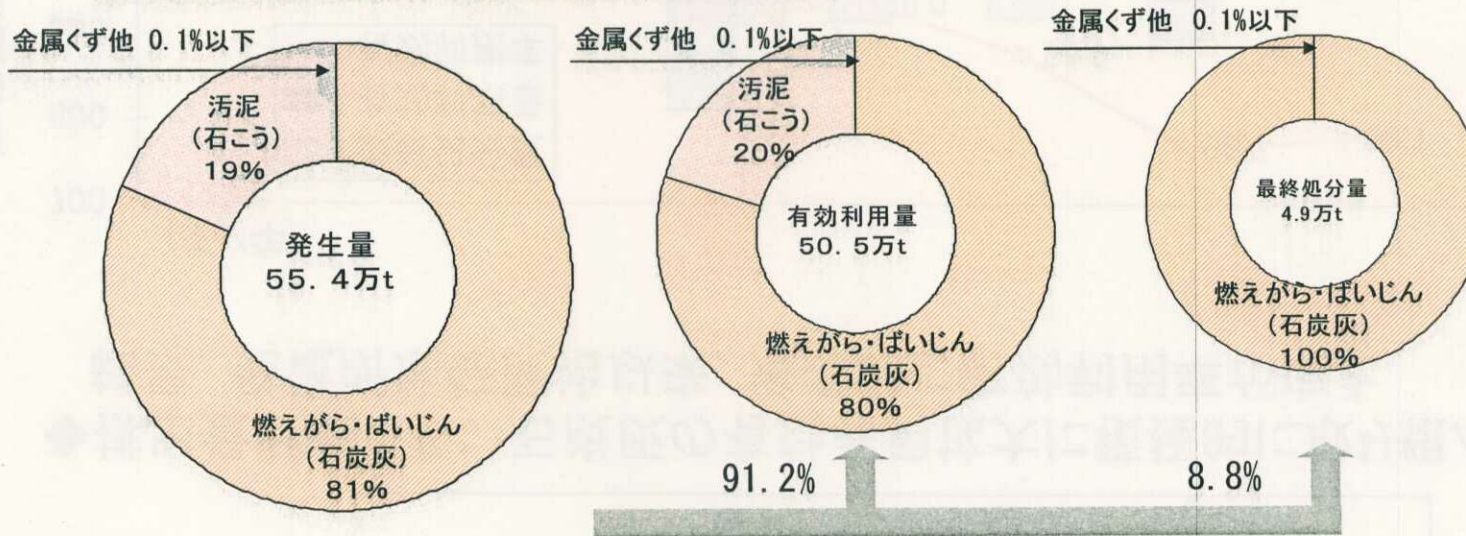
# 産業廃棄物等の処理・リサイクル実態 (原町火力発電所)

- ◆原町火力発電所は、弊社販売電力量の約20%を担う重要な電源
- ◆産業廃棄物等の発生量55万トンのうち約80%が石炭灰
- ◆セメント原料や石こうボード原料等へのリサイクルに最大限努め有効利用率は約90%

## 原町火力発電所の概要

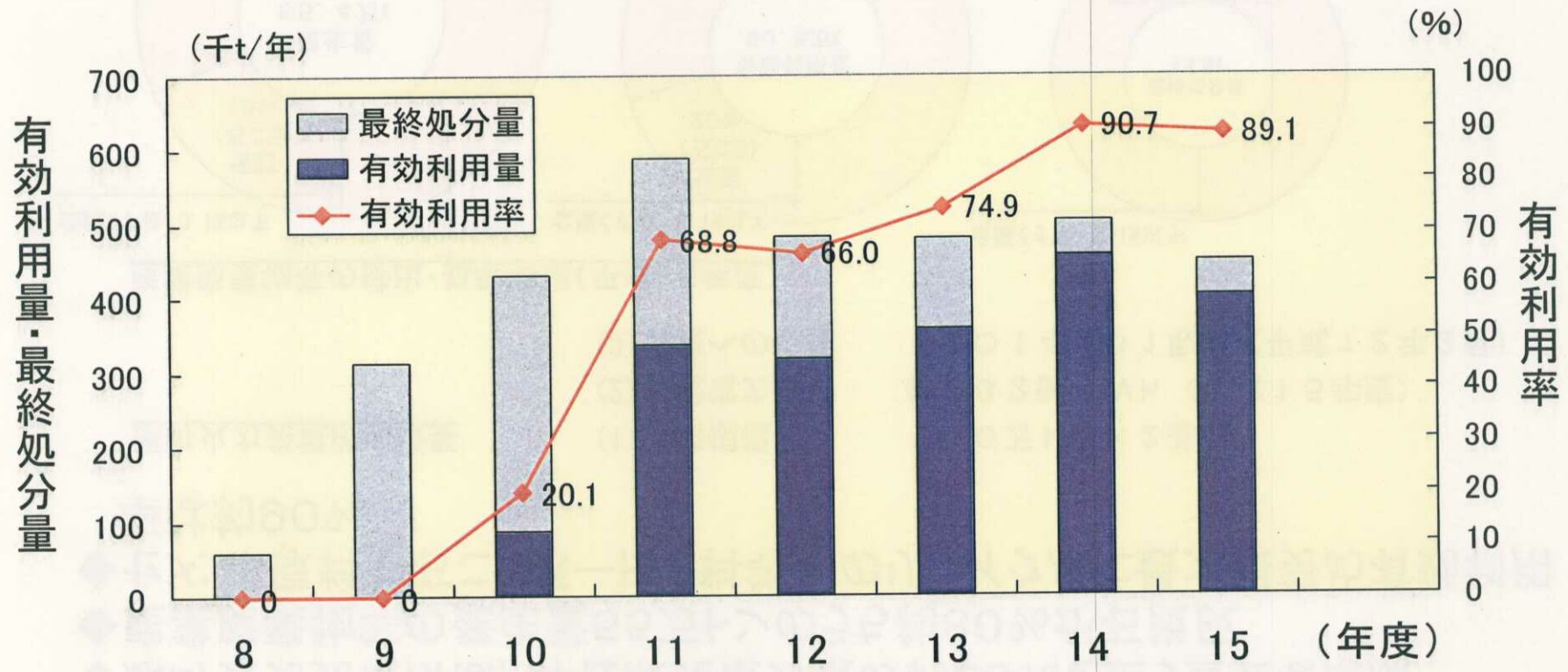
(1) 設備規模	100万kW×2基
(2) 発電電力量	約132億kWh (平成15年度)
(3) 環境への取組	ISO14001取得 (平成12年2月)

## 産業廃棄物等の排出・処理実績(平成15年度)



## 石炭灰の処理・リサイクルの推移 (原町火力発電所)

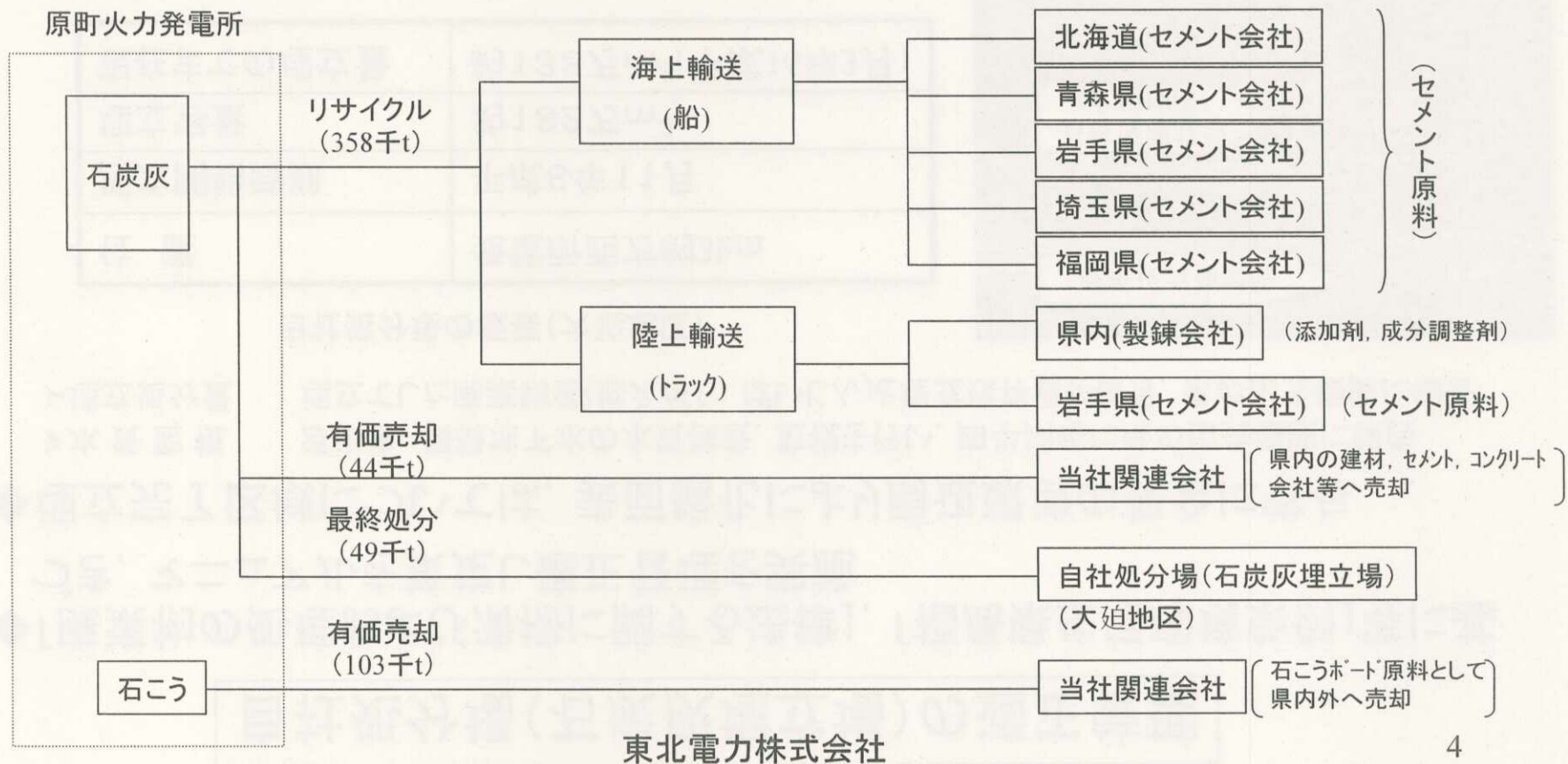
◆排出量が最も多い石炭灰の有効利用拡大に積極的に取り組んできた結果、発電所運転開始以来、飛躍的に有効利用率が向上



(参考) 1号機運転開始 平成9年度, 2号機運転開始 平成10年度

# 産業廃棄物等の処理・リサイクルフロー (原町火力発電所)

- ◆大きな費用負担を伴いながらも、多様なリサイクルルートの開拓により有効利用を拡大
- ◆石炭灰のリサイクル量は、セメント業界の市場動向に大きく左右され、リサイクル困難な石炭灰は自社処分場に搬入せざるを得ない状況



## 自社処分場(石炭灰埋立場)の適正管理

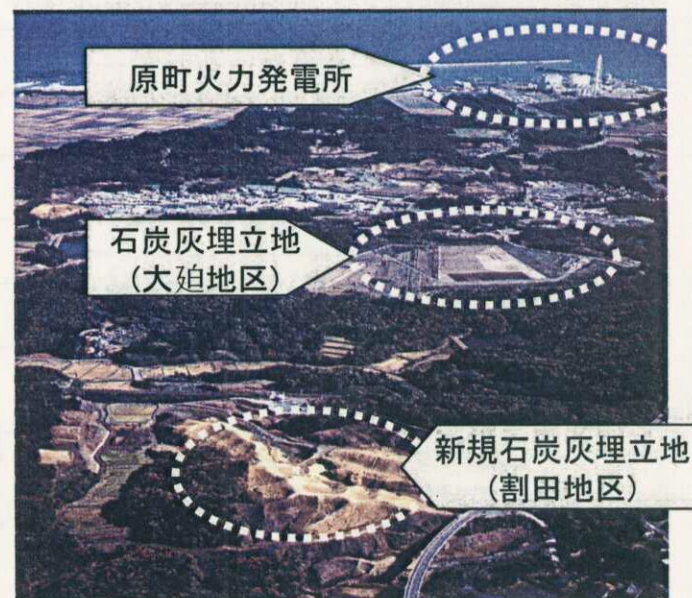
- ◆「廃棄物の処理および清掃に関する法律」,「福島県生活環境条例」等に基づき,マニュアルを策定し適正管理を実施
- ◆埋立完了区域については,表面緑化により周辺環境の保全に寄与
  - 水質監視 浸出水,周縁地下水の水質検査,監視を行い,四半期毎に県の出先機関に報告
  - 埋立処分量 埋立てした廃棄物量(燃えがら,ばいじん)と埋立残存量を毎月,県の出先機関に報告

自社処分場の概要(大迫地区)

位置	発電所西方約3km
埋立開始時期	平成8年11月
埋立容量	約182万m <sup>3</sup>
現在までの埋立量	約133万m <sup>3</sup> (平成16年3月)

- ◆既存の自社処分場が埋立完了の見込みであることから,電力の安定供給確保およびリスク管理上,新規埋立場の建設を計画

- 福島県環境影響評価条例に基づき,環境影響評価書提出済(平成15年3月18日)
- 廃掃法に基づき,産業廃棄物処理施設設置許可申請書提出済(平成15年10月27日)



平成 16 年 4 月 28 日  
東北電力株式会社

## 産業廃棄物の税制度に関する要望

日頃より、弊社事業にご理解とご支援をたまわり、心より御礼を申し上げます。

弊社は、電気事業制度改革が進展する中で、電力の安定供給とコスト低減を図るため、一層の経営効率化に努めております。

また、環境問題を重要な経営課題と位置付け、環境配慮型経営の実践に向け、自主的に環境方針や環境行動計画を定め、全社をあげて積極的に環境活動に取り組んでおります。こうした中で、廃棄物問題についても、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制・再使用・リサイクルの推進、最終処分量の低減ならびに適正処理に努めております。

原町火力発電所については、国の脱石油政策を踏まえ、主燃料を重油から石炭に変更し、平成 9 年に第 1 号機、平成 10 年に第 2 号機が運転を開始しております。

同発電所は、ライフラインである電力の安定供給を担う主力電源として、その公益的な役割は大きく、また、これまで地元自治体等との協調を図りながら、地域経済の活性化・振興にも、微力ながら貢献してまいりました。

発電所の運転に伴って発生する石炭灰については、セメント原料等として有効利用に最大限努めておりますが、有効利用できない分を自社の石炭灰埋立場へ搬入し、法規制に基づき適正に管理しております。

このように、当社といたしましては、厳格な管理体制のもと、適切に石炭灰の搬入・埋立処分を行っており、既に、多額の経営資源を投下し、周辺環境への影響を極力低減するための対策を施しております。

以上のことから、産業廃棄物税の制度設計にあたりましては、弊社の事業特性やこれまでの取り組み状況等を総合的に勘案し、原町火力発電所の石炭灰埋立場への搬入物について、産業廃棄物税の課税対象外としていただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら設置し、適正に管理している処分場へ搬入する自社処分については、広島県や山口県で課税対象外となっておりますので、こうした先行事例も十分踏まえながら、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上